

議 件

- 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2号 令和3年度北広島市一般会計補正予算(第1号)

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 8 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

令和3年3月31日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

北広島市税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和3年3月31日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第69条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する特定地</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第69条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第1号ニに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する特定地</p>

改正後	改正前
<p>熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>13 法附則第15条第30項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>14 法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>15 法附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>16 略</u></p> <p><u>17 略</u></p>	<p>熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>13 法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>14 法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>15 法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>16 法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>17 法附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p>
<p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>
<p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第1</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第1</p>

改正後	改正前
<p>5条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>5条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第121条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第121条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ</p>

改正後	改正前
<p>き価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第121条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は<u>第5項</u>において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は<u>第3項</u>において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当</p>	<p>き価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第121条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当</p>

改正後	改正前
<p>該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、<u>前年度分の都市計画税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>	<p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>
<p>第25条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定</p>	<p>第25条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定</p>

改正後	改正前
<p>資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、<u>前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
略	略
<p>第26条 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第26項、第34項、第35項若しくは第37項、</u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第26条 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18項から第22項まで、第24項、第29項、第38項、第39項若しくは第42項、</u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第26号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 5 改正後の北広島市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第2号

令和3年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度北広島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397,522千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,147,114千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月8日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,535,566	371,743	5,907,309
	2 国庫補助金	2,383,746	371,743	2,755,489
17 道支出金		1,739,597	5,835	1,745,432
	2 道補助金	275,984	5,066	281,050
	3 委託金	115,058	769	115,827
20 繰入金		115,412	19,944	135,356
	1 基金繰入金	115,412	19,944	135,356
歳入合計		26,749,592	397,522	27,147,114

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,415,693	43,511	1,459,204
	1 総務管理費	621,359	4,499	625,858
	2 企画費	591,156	39,012	630,168
3 民生費		9,389,172	161,281	9,550,453
	1 社会福祉費	3,895,659	450	3,896,109
	2 児童福祉費	3,131,189	160,831	3,292,020
4 衛生費		1,384,094	71,465	1,455,559
	1 保健衛生費	464,120	71,465	535,585
6 商工労働費		377,569	59,704	437,273
	1 商工費	362,763	50,486	413,249
	2 労働費	14,806	9,218	24,024
9 教育費		1,788,890	61,561	1,850,451
	1 教育総務費	317,795	56,258	374,053
	4 社会教育費	336,182	5,303	341,485
歳 出 合 計		26,749,592	397,522	27,147,114

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 1 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	5,535,566	371,743	5,907,309
17 道支出金	1,739,597	5,835	1,745,432
20 繰入金	115,412	19,944	135,356
歳入合計	26,749,592	397,522	27,147,114

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	140,808	128,502	269,310
3 衛生費国庫補助金	14,462	71,465	85,927
5 教育費国庫補助金	41,765	2,476	44,241
7 地方創生臨時交付金	0	169,300	169,300
計	2,383,746	371,743	2,755,489

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	213,491	5,066	218,557
計	275,984	5,066	281,050

17款 道支出金

3項 委託金

1 総務費委託金	111,164	769	111,933
計	115,058	769	115,827

20款 繰入金

1項 基金繰入金

12 財政調整基金繰入金	0	19,944	19,944
計	115,412	19,944	135,356

20 繰入金

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	128,502	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金	5,066 3,000 120,436
1 保健衛生費補助金	71,465	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	71,465
3 社会教育費補助金	2,476	文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金	2,476
1 地方創生臨時交付金	169,300	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	169,300

2 児童福祉費補助金	5,066	子ども・子育て支援交付金	5,066

4 選挙費委託金	769	衆議院議員選挙費委託金	769

1 財政調整基金繰入金	19,944	財政調整基金とりくずし	19,944

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,415,693	43,511	1,459,204
3 民生費	9,389,172	161,281	9,550,453
4 衛生費	1,384,094	71,465	1,455,559
6 商工労働費	377,569	59,704	437,273
9 教育費	1,788,890	61,561	1,850,451
歳出合計	26,749,592	397,522	27,147,114

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
39,069	0	0	4,442
158,468	0	0	2,813
71,465	0	0	0
53,100	0	0	6,604
55,476	0	0	6,085
377,578	0	0	19,944

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
11 防災費	118,748	4,499	123,247	国庫支出金 3,300 道支出金 769	0		430
計	621,359	4,499	625,858	国庫支出金 3,300 道支出金 769	0		430

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	311,209	39,012	350,221	国庫支出金 35,000	0		4,012
計	591,156	39,012	630,168	国庫支出金 35,000	0		4,012

3款 民生費

1項 社会福祉費

5 子ども発達支援センター費	122,361	450	122,811	国庫支出金 400	0		50
計	3,895,659	450	3,896,109	国庫支出金 400	0		50

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	583,523	160,831	744,354	国庫支出金 153,002 道支出金 5,066	0		2,763
-----------	---------	---------	---------	-----------------------------------	---	--	-------

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	4,499	新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業 需用費	4,499 4,499

11 役務費	12	地域公共交通事業者感染症対策事業	39,012
18 負担金補助 及び交付金	39,000	役務費 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	12 39,000 39,000

10 需用費	450	子ども発達支援事業 需用費	450 450

10 需用費	13,369	子育て支援施設等感染症対策事業	40,395
11 役務費	562	需用費	13,289
12 委託料	3,000	役務費	206
14 工事請負費	16,000	工事請負費	16,000
17 備品購入費	850	備品購入費	850
18 負担金補助 及び交付金	127,050	負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金 扶助費的性格なもの	10,050 7,650 2,400
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	120,436
		需用費	80
		役務費	356

3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	3,131,189	160,831	3,292,020	国庫支出金 153,002 道支出金 5,066	0		2,763

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	215,637	71,465	287,102	国庫支出金 71,465	0		
計	464,120	71,465	535,585	国庫支出金 71,465	0		

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	321,040	50,486	371,526	国庫支出金 45,300	0		5,186
計	362,763	50,486	413,249	国庫支出金 45,300	0		5,186

6款 商工労働費

2項 労働費

2 雇用対策費	0	9,218	9,218	国庫支出金 7,800	0		1,418
---------	---	-------	-------	----------------	---	--	-------

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		委託料	3,000
		保守・点検・整備委託	3,000
		負担金補助及び交付金	117,000
		補助金・助成金・賛助金	117,000

7 報償費	140	新型コロナウイルスワクチン接種事業	71,465
11 役務費	30,630	報償費	140
12 委託料	36,361	役務費	30,630
13 使用料及び 賃借料	4,334	委託料	36,361
		保守・点検・整備委託	798
		保健福祉関連委託	35,563
		使用料及び賃借料	4,334

10 需用費	100	事業継続支援金支給事業	39,956
11 役務費	386	需用費	100
18 負担金補助 及び交付金	50,000	役務費	356
		負担金補助及び交付金	39,500
		補助金・助成金・賛助金	39,500
		感染症対策事業者支援事業	10,530
		役務費	30
		負担金補助及び交付金	10,500
		補助金・助成金・賛助金	10,500

2 給料	6,013	緊急雇用創出事業	9,218
3 職員手当等	1,560	給料	6,013

6 商工労働費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	14,806	9,218	24,024	国庫支出金 7,800	0		1,418

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	253,696	56,258	309,954	国庫支出金 50,500	0		5,758
計	317,795	56,258	374,053	国庫支出金 50,500	0		5,758

9款 教育費

4項 社会教育費

6 文化施設維持管理費	74,012	5,303	79,315	国庫支出金 4,976	0		327
計	336,182	5,303	341,485	国庫支出金 4,976	0		327

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共済費	1,178	職員手当等	1,560
8 旅費	467	共済費	1,178
		旅費	467

1 報酬	4,416	学校 I C T 環境整備事業	51,111
8 旅費	731	備品購入費	51,111
17 備品購入費	51,111	児童生徒の心のケア事業（感染症対策）	5,147
		報酬	4,416
		旅費	731

10 需用費	625	文化施設感染症対策事業	5,303
11 役務費	350	需用費	625
14 工事請負費	4,070	役務費	350
17 備品購入費	258	工事請負費	4,070
		備品購入費	258

9 教育費

給与費明細書

給 与 費

1 特別職

区分		職員数(人)	給 与			
			報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当
補正後	長 等	3		25,685	10,397 (3.35月分)	
	議 員	22	93,060		37,670 (3.35月分)	
	その他	28	12,123			
	計	53	105,183	25,685	48,067	
補正前	長 等	3		25,685	10,397 (3.35月分)	
	議 員	22	93,060		37,670 (3.35月分)	
	その他	28	12,123			
	計	53	105,183	25,685	48,067	
比 較	長 等	0		0	0	
	議 員	0	0		0	
	その他	0	0			
	計	0	0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について議会(公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)		給 与		
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当
補正後	(49) 456	(499) 34	558,701	1,884,443	1,307,692
補正前	(49) 456	(494) 31	554,285	1,878,430	1,306,132
比 較	(0) 0	(5) 3	4,416	6,013	1,560

職員手当の内 訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	61,822	961
	補正前	61,822	961
	比 較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	844,692	40,599
	補正前	843,599	40,599
	比 較	1,093	0

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

明 細 書

(単位:千円)

費			共済費	合計	備考
寒冷地手当	その他の手当	計			
351		36,433	6,142	42,575	退8,652 福18 公43
		130,730	31,650	162,380	
		12,123		12,123	
351		179,286	37,792	217,078	
351		36,433	6,142	42,575	退8,652 福18 公43
		130,730	31,650	162,380	
		12,123		12,123	
351		179,286	37,792	217,078	
0		0	0	0	退 0 福 0 公0
		0	0	0	
		0		0	
0		0	0	0	

の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
 4人、監査委員2人、農業委員会委員7人、農業利用最適化推進委員5人、教育委員会委員4人)

(単位:千円)

費	共済費	合計	備考
計			
3,750,836	724,454	4,475,290	退 66,829 福 1,392 公 3,946
3,738,847	723,276	4,462,123	退 66,829 福 1,392 公 3,946
11,989	1,178	13,167	退 0 福 0 公 0

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	[参考]児童手当
26,367	52,425	64,127	149,699	2,126	33,599
25,900	52,425	64,127	149,699	2,126	33,599
467	0	0	0	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	2,557	28,718	0	0	
0	2,557	28,718	0	0	
0	0	0	0	0	

給 与 費

(ア) 一般職員

区分	職員数(人)	給 与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	(49) 456	0	1,817,786	1,206,432
補正前	(49) 456	0	1,817,786	1,206,432
比較	(0) 0	0	0	0

職員手当の内 訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	61,822	961
	補正前	61,822	961
	比較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	745,766	40,599
	補正前	745,766	40,599
	比較	0	0

()内は再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給 与		
		報酬	給料	職員手当
補正後	(499) 34	558,701	66,657	101,260
補正前	(494) 31	554,285	60,644	99,700
比較	(5) 3	4,416	6,013	1,560

職員手当の内 訳	区分	扶養手当	地域手当
	補正後	0	0
	補正前	0	0
	比較	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当
	補正後	98,926	0
	補正前	97,833	0
	比較	1,093	0

明 細 書

(単位:千円)

費 計	共済費	合計	備考
3,024,218	619,325	3,643,543	退 66,829 福 1,392 公 3,946
3,024,218	619,325	3,643,543	退 66,829 福 1,392 公 3,946
0	0	0	退 0 福 0 公 0

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
24,412	52,425	64,127	149,320	2,126	33,599
24,412	52,425	64,127	149,320	2,126	33,599
0	0	0	0	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	2,557	28,718	0	0	
0	2,557	28,718	0	0	
0	0	0	0	0	

(単位:千円)

費 計	共済費	合計	備考
726,618	105,129	831,747	
714,629	103,951	818,580	
11,989	1,178	13,167	

通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
1,955	0	0	379	0	0
1,488	0	0	379	0	0
467	0	0	0	0	0
宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳
給 料	0	給与改定に伴う増減分 0
		昇給に伴う増加分 0
		その他増減分 0
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分
		その他増減分 0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区 分		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和3年1月1日 現在	平均給料月額	302,585	313,421	373,800	-
	平均給与月額	324,770	338,097	381,000	-
	平均年齢	40歳2月	41歳5月	51歳4月	-
令和2年1月1日 現在	平均給料月額	303,095	316,413	370,120	-
	平均給与月額	324,914	340,285	377,320	-
	平均年齢	40歳5月	41歳7月	50歳4月	-

備考 再任用短時間勤務職員等を除く。

(単位:千円)

説 明	備 考
0	
0	
0	

イ 初任給

(単位:円)

区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
北広島市の制度	高校卒	150,600	150,600	150,600	-
	大学卒	182,200	182,200	182,200	-
国 の 制 度	高校卒	150,600	-	-	-
	大学卒	182,200	-	-	-

ウ 級別職員数

()内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現 在	7級	(-) 13	(-) 3.6	(-) 0	(-) 0.0	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 36	(-) 9.8	(-) 8	(-) 8.9	(-) 2	(-) 40.0	(-) -	(-) -
	5級	(3) 15	(6) 4.1	(-) 3	(-) 3.3	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	4級	(3) 131	(6) 35.7	(1) 41	(20) 45.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	3級	(35) 80	(70) 21.9	(4) 16	(80) 17.8	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	2級	(8) 56	(16) 15.3	(-) 8	(-) 8.9	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	1級	(1) 35	(2) 9.6	(-) 14	(-) 15.6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(50) 366	(100) 100	(5) 90	(100) 100	(-) 5	(-) 100	(-) -	(-) -
令和2年1月1日 現 在	7級	(-) 15	(-) 4.2	(-) 1	(-) 1.1	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	6級	(-) 28	(-) 7.8	(-) 6	(-) 6.8	(-) 2	(-) 40.0	(-) -	(-) -
	5級	(4) 22	(8) 6.1	(-) 4	(-) 4.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	4級	(12) 121	(24) 33.9	(1) 41	(20) 46.7	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	3級	(33) 74	(66) 20.7	(3) 18	(60) 20.5	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	2級	(4) 61	(8) 17.0	(-) 6	(-) 6.8	(-) 1	(-) 20.0	(-) -	(-) -
	1級	(1) 37	(2) 10.3	(-) 12	(-) 13.6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(54) 358	(100) 100	(4) 88	(100) 100.0	(-) 5	(-) 100.0	(-) -	(-) -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

工 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補	職員数 (A)	456	359	92	5	0
	昇給に係る職員数 (B)	426	333	88	5	0
正 後	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	44	32	8	4
		3号給	11	7	4	0
		4号給	371	294	76	1
	比率(B)/(A)	93.4%	92.8%	95.7%	100.0%	-
補	職員数 (A)	456	359	92	5	0
	昇給に係る職員数 (B)	426	333	88	5	0
正 前	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	44	32	8	4
		3号給	11	7	4	0
		4号給	371	294	76	1
	比率(B)/(A)	93.4%	92.8%	95.7%	100.0%	-

備考 職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.225	2.225	4.45	
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.225	2.225	4.45	
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.225	2.225	4.45	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	東広島市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	2	1	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東広島市に在勤する職員 3%	東京都特別区に在勤する職員 20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.2%	0.1%	0.6%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	16.9%	4.5%	66.7%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 月額 27,000円 家賃 支給額 (1)23,000円以下 (1)家賃 - 11,000円 (2)23,001~52,999円 (2)(家賃-23,000円) × 1/2+12,000円 (3)53,000円以上 (3)27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 実費支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて定額支給